

令和 8 年度第 2 回喜界町地域公共交通活性化協議会

日時：令和 8 年 10 月 6 日（火）13 時 30 分～

場所：喜界町役場 1 階多目的室

会 次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - （１）地域公共交通確保維持改善事業（共同化・協業化促進タイプ）実施に伴う
令和 9 年度公共ライドシェアバスの運行体制について
 - （２）その他
4. 閉会

<配付資料>

- ・会次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- ・協議会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・第 1 号議案関係
地域公共交通確保維持改善事業（共同化・協業化促進タイプ）・・・・・・・・・・ 3 ページ

令和8年度第2回喜界町地域公共交通活性化協議会 名簿

	委員所属・役職	氏名	備考
1	喜界町長	隈崎 悦男	
2	喜界町総務課政策調整管理官	永井 昌徳	欠席(委任状)
3	喜界町企画観光課長	平馬 尚樹	
4	喜界町保健福祉課長	喜島 正樹	欠席(委任状)
5	喜界町教育委員会総務課長	廣 清太	
6	喜界町議会総務文教常任委員長	土岐 和貴	欠席(委任状)
7	株式会社喜界総合企画 管理課長	萩原 勤	
8	株式会社喜界総合企画 運転手代表	久保 秀樹	欠席
9	有限会社日の出タクシー	貫田 江利子	
10	奄美海運株式会社 総務部参与	宮田 雄次	オンライン出席 (代理:総務部次長 大山昌純)
11	一般社団法人奄美自動車連合会 専務理事	山崎 望	
12	喜界町区長会連絡協議会 会長	三山 八十三	
13	喜界町長寿会連合会 会長	積山 泰夫	
14	九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	榊 登志幸	
15	九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送監査担当)	中村 翔	
16	鹿児島県大島支庁喜界事務所 所長	富山 豪	
17	喜界町まちづくり課長	英 憲仁	
18	鹿児島県奄美警察署喜界幹部派出所 所長	徳永 信之	
19	鹿児島県総合政策部交通政策課長	藤原 玄貴	オンライン出席 (代理:陸上交通係長 神園健五)
20	認可地縁団体コミュニティ喜界協議会 代表	園田 直樹	欠席(委任状)
21	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院 総務課事務長	都 一成	欠席(委任状)
22	喜界島観光物産協会 会長	宮本 一徹	
23	喜界町地域公共交通活性化協議会 代表社員	西尾 勝幸	
24	社会福祉法人喜界町社会福祉協議会 会長	界田 満仁	
25	合同会社孝心 代表社員	徳 成寿	
事務局		氏名	備考
喜界町役場企画観光課 企画調整チーム 補佐		向井 大吾	

株式会社九州経済研究所企画戦略部 部長	眞竹 龍太	事業受託者
株式会社九州経済研究所企画戦略部 主任研究員	新入 智哉	事業受託者

事業主体/運行主体

事業主体/運行主体：鹿児島県喜界町、喜界町教育委員会

事業背景・目的

本町では令和7年12月より路線バス事業者が撤退したため、スクールバスを活用して島内における移動手段を確保することを目指しているも、現段階では運行内容や目的、事業主体が異なるため活用に至れていない。

本事業は、島内の移動資源を活用して住民の移動手段を確保するため、共同・協業化の運行に向けた実施計画を策定する。

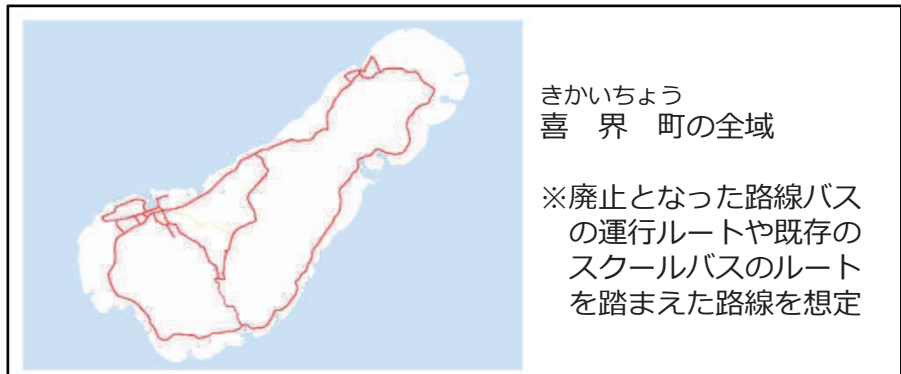
事業概要

交通サービス	公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）
運行形態	路線定期運行
法的区分	道路運送法78条2号
運行頻度	原則として毎日運行
運賃	1人 150～300円（地域に応じて設定）
実施内容	スクールバスの活用（乗合もしくは混乗化）により、朝夕の時間帯には児童や生徒に加え住民の移動手段を確保。スクールバスの遊休時間帯（朝夕以外の日中）は車両とドライバーを活用し、路線定期運行を行う。
共同化・協業化する領域	公共ライドシェアとスクールバスのドライバー及び車両 ※各事業主体が共同管理することで協業化を図る

運行期間

令和9年12月～令和10年1月

事業実施地域



事業イメージ

- ・教育現場における移動ニーズ調査
- ・公共ライドシェアの利用実態調査
- ・利用者の意向や既往移動資源への満足度調査
- ・地域のニーズ調査、受容性の確認
- ・公共ライドシェア及びスクールバスの協業に向けた協議
- ・スクールバスの活用に向けた条件の整理
- ・運行内容、労働条件等の確認

見込まれる事業効果

【定性・定量効果】

・本事業を通じて、各移動資源が共同・協業化するための条件や内容を整理することで、実際に協業して運行を開始する際にスムーズな運行実施が可能となる。

・既存の移動資源にて住民の移動ニーズ（1,500人/月程度の利用者数）と180人の児童や学生の通学ニーズへの対応が見込まれる。加えて、効率化が図られることによって、経費が高騰する中、現在と同程度の財政負担にてサービスが提供可能となることも期待される。

事業実施体制

実施スキーム

鹿児島県喜界町
公共ライドシェア事業主体
(暫定的な路線バス事業)

業務委託

コンサルティング会社
共同・協業化に向けた調査、
調整、計画策定

- ・既存の移動資源の利用実態
や条件、内容の整理
- ・利用者や地域等のニーズ調査
と調整
- ・各主体との協議、調整や協業
に向けた内容の整理
- ・運行の基となる計画の策定 等

アドバイス

社労士
共同・協業化に
向けた労働条件
等の整理、確認

各運行事業の主体
共同にて住民等へ移動手段を提供
するための協調・協議

調査対象

喜界町教育委員会
スクールバス事業主体

株式会社喜界総合企画
スクールバスを運行

**喜界町地域公共交通活性化
協議会**
公共ライドシェアを運行

地域住民及び児童・生徒
公共交通・スクールバス利用者

様式第1 別紙③ 共同化・協業化促進タイプ スケジュール表

■(事業者の名称) 喜界町

		令和8年(2026年)																				令和9年(2027年)																				
		8月					9月				10月				11月					12月				1月				2月				3月				4月						
実施事業内容		3	10	17	24	31	7	14	21	28	5	12	19	26	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	1	8	15	22	1	8	15	22	29	5	12	19	26		
計画 (現時点)	①事業実施に向けた データ収集・調査																																									
実績	①の実施状況																																									
計画 (現時点)	②調査内容の分析、運 行内容協議																																									
実績	②の実施状況																																									
計画 (現時点)	③実証運行計画策定																																									
実績	③の実施状況																																									



住民の移動手段の確保・維持に向けた スクールバスの活用事業

令和8年10月06日

喜界町地域公共交通活性化協議会

喜界町地域公共交通計画の基本方針

島内の地域公共交通の確保と維持、活性化のために3つの基本方針を設定

基本方針Ⅰ 町の資源を最大限に活用し未来に残す公共交通

島内に様々な移動に関する資源を有している特色を生かし、それぞれが担う役割の棲み分けや明確化、運行内容の効率化を図り、限られた人員や輸送資源を効率的に活用して未来に残していける公共交通網を構築する。

基本方針Ⅱ 多様な交通に関わる関係者が連携し自分ごととする公共交通

町内交通に関して島内交通事業者のみでなく、島外交通事業者や教育関係者、福祉関係者、商業施設や医療施設等、多様な関係者が関わっている特色を生かし、それぞれが交通を自分事として捉えスムーズに協働できるための連携体制を構築する。

基本方針Ⅲ 住民の利用意識が高い公共交通

交通の利用方法に対する学習の機会を有することや、サンゴ礁、ジオパーク認定といった観光資源を有する特色を生かし、住民の公共交通への利用意識を向上する。

喜界町地域公共交通計画の基本方針

現在、路線バスは暫定的な内容にて運行をしている
町内の資源を最大限に活用し、地域の移動手段を確保・維持していく

基本方針Ⅰ 町の資源を最大限に活用し未来に残す公共交通

島内に様々な移動に関する資源を有している特色を生かし、それぞれが担う役割の棲み分けや明確化、運行内容の効率化を図り、限られた人員や輸送資源を効率的に活用して未来に残していける公共交通網を構築する。

基本方針Ⅱ 多様な交通に関わる関係者が連携し自分ごととする公共交通

町内交通に関して島内交通事業者のみでなく、島外交通事業者や教育関係者、福祉関係者、商業施設や医療施設等、多様な関係者が関わっている特色を生かし、それぞれが交通を自分事として捉えスムーズに協働できるための連携体制を構築する。

基本方針Ⅲ 住民の利用意識が高い公共交通

交通の利用方法に対する学習の機会を有することや、サンゴ礁、ジオパーク認定といった観光資源を有する特色を生かし、住民の公共交通への利用意識を向上する。

島内交通の担い手に対する考え方

島内交通は2種類のサービスにより、島内を自由に移動できる環境を構築する

本町における島内交通は、「**公共が担う**、決まった時刻に決まったルートを実行する、**利用者負担が少なく住民が利用しやすい交通サービス**」と、「**民間が担う**、多様な利用者のきめ細かいニーズに対応する、**利便性が高く高付加価値な交通サービス**」の2種類のサービスにより、島内を自由に移動できる環境を構築する。

島内交通を構築するサービスの担い手と特徴

担い手	公共	民間
運行内容	・決まった時刻に決まったルートを実行	・利用者のきめ細かいニーズに対応
特徴	・ 利用者負担が少ない ・民間提供と比較し利便性は低い	・ 利便性が高い ・公共提供と比較し利用者負担が高い

本事業が基づく地域公共交通計画事業

「事業① 路線バスの確保・維持」として、スクールバスの活用による島内の移動手段確保を目指す
移動手段確保を目指し、事業主体が異なる島内の移動資源の共同・協業化に向けた事業実施とする

計画事業① 路線バスの確保・維持におけるスクールバス活用のポイント

事業のポイント

- スクールバスの活用、運行内容の見直しとともに人繰りや財政負担と提供サービスとのバランスに留意する。
- スクールバスの活用を検討する際は、既存のスクールバス利用者である児童や生徒の快適性と安全性を念頭に、十分な協議を重ね慎重に行う。
- スクールバスの活用種類により以下の内容を検討する。
 - (i)スクールバスの乗合化
 - …バスが有償化するため、定期券等措置を検討する
 - (ii)スクールバスの空き時間の活用
 - …学校行事等、特別な対応が必要な際の運用内容を検討する
 - (iii)スクールバスへの混乗
 - …運賃が発生しないため財政負担について検討する

スクールバス活用のイメージ

スクールバスの乗合化、または混乗により住民の移動手段を確保する
併せて暫定運行している公共ライドシェアとの共同・協業化を検討し、移動資源を最大限活用する

スクールバス活用のイメージ

朝・夕/通学時間帯



スクールバスの乗合化、
もしくはスクールバスに一般住民が混乗

日中/児童、生徒の送迎が無い時間帯



スクールバス車両が乗合バスとして運行

事業イメージ

共同・協業化の運行を目指すために、利用実態や教育現場の移動ニーズ、利用者意向や受容性を把握する
持続手性の高い運行が可能となるように、負担と提供サービスとのバランスに留意する

事業イメージ

- 教育現場における移動ニーズ調査
- 公共ライドシェアの利用実態調査
- 利用者の意向や既往移動資源への満足度調査
- 地域のニーズ調査、受容性の確認
- 公共ライドシェア及びスクールバスの協業に向けた協議
- スクールバスの活用に向けた条件の整理
- 運行内容、労働条件等の確認